

第13回成田市農業委員会総会議事録

令和6年7月10日

成田市農業委員会

1. 開催日時 令和6年7月10日(水)
午後3時から午後4時29分

2. 開催場所 市役所 6階 大会議室

3. 定数及び現員 定数19名 現員19名

4. 出席委員 18名

議長	諏訪恵昨		
1番	木村知子	11番	矢崎光二
2番	大竹卓	12番	萩原孝次
3番	宮城敏彦	13番	小川美智子
5番	浅井弘一	15番	宇井甲司郎
6番	京相稔	16番	泉水厚子
7番	加藤茂	17番	藤崎明
8番	渡邊義行	18番	坂田一郎
9番	諏訪和恵	19番	湯浅恵介
10番	森川光江		

5. 欠席委員 4番 田中敏雄

6. 議事日程等

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第5号 令和6年度第5次農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農用地利用集積等促進計画案(令和6年7月)について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第3条の規定による許可申請の取下願について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 あっせんの結果について

報告第5号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第6号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長 井上裕二

主幹兼農地係長 酒井宏幸

振興係長 鎌形清人

主査 青柳紀生

副主査 渡邊里美

8. 傍聴人

なし

○議長 総会に先立ちまして、事務局より発言を求められておりますので、これを許可します。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案の訂正等について事務局から、3点ご説明いたします。

まず初めに、議案に訂正がございますので、訂正したページを事前にお配りさせていただきました。訂正箇所を赤で表示しております。申し訳ありませんが、議案を訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、「農地法第3条の規定による許可申請」の継続案件につきまして、経過報告でございます。本案件につきましては、5月総会以降連続して継続審議となっております。農地への搬入土の是正策といたしまして、堆積した土砂を分散させるとの意向であり、今後、環境対策課及び当委員会事務局に対し、必要な届出等を提出した後、搬出に着手することとなります。しかしながら、搬出の着手までには、もうしばらく期間を要するものと想定しているところでございます。

このような状況のなか、6月25日付けで「許可申請の取下願」が提出されましたので、本日の総会において、報告第2号により許可申請の取下げを報告させていただきます。

なお、是正後には、改めて3条許可申請が提出されることとなります。

(開会13時30分)

○議長(諏訪会長) 本日、田中委員は欠席となりますので、出席委員は、18名です。定足数に達しておりますので、ただ今から、第13回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

○議長 議案の審議に先立ちまして、6月総会以降の農業委員会業務につきましては、お手元に配布しました「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、8番 渡邊義行委員、9番 諏訪和恵委員の両名を指名いたします。また、書記に鎌形振興係長を任命します。

○議長 それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第5号 令和6年度第5次農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農用地利用集積等促進計画案(令和6年7月)について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第3条の規定による許可申請の取下願について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 あっせんの結果について

報告第5号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第6号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案6件、報告6件でございます。

○議長 初めに、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、湯浅委員は、議事に参与できませんので、暫時退室願います。

(湯浅 委員 退室)

○議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集3ページをお開き願います。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。全体で8件の申請がございました。

①売買でございます。2件の申請がございました。

1番、譲受人である三里塚光ヶ丘の法人が、松崎にお住まいの譲渡人が所有する、松崎の田8筆、合計5,519.10㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「農業経営の拡大」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「高齢で耕作が困難であるため」というもので、総会資料1ページに案内図がございます。

2番、山口にお住まいの譲受人が、同じく山口にお住まいの譲渡人が所有する、山口の畑1筆及び田1筆、合計416㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模を拡大するため、自宅から近く、耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「農作業が困難で後継者もいないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料2ページに案内図がございます。

議案集4ページでございます。

②交換でございます。2件の申請がございました。

1番と2番は、相互に関係がございますので、一括してご説明いたします。

小泉にお住まいの譲受人と譲渡人がそれぞれ所有する、小泉の畑1筆、55㎡と、同じく小泉の畑1筆、55㎡を、交換により取得したいという申請でございます。

譲受人及び譲渡人の事由は、相互に、「耕作及び管理において、利便性が増すため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書がそれぞれ添付されており、総会資料3ページ及び4ページに案内図がございます。

③贈与でございます。4件の申請がございました。

1番、八代にお住まいの受贈者が、千葉市中央区にお住まいの贈与者が所有する、船形の田2筆、合計2,169㎡を贈与により取得したいという申請でございます。

受贈者の事由は、「現在耕作、管理している農地を受贈する」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

贈与者の事由は、「高齢のため、贈与する」というもので、総会資料5ページに案内図がございます。

議案集5ページでございます。

2番及び3番は贈与者が同一人であり、関連がございますので一括してご説明いたします。東京都江戸川区にお住まいの贈与者が、2番は、中野にお住まいの受贈者に、中野の田7筆、合計6,416㎡を、3番は、中野にお住まいの受贈者に、中野の畑1筆、852㎡を、贈与したいという申請でございます。

受贈者の事由は、「自宅から近く耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

贈与者の事由は、「後継者がいないため、贈与する」というもので、総会資料6ページ及び7ページに案内図がございます。

4番、大栄十余三にお住まいの受贈者が、同じく大栄十余三にお住まいの贈与者が所有する、前林の畑3筆及び大栄十余三の畑3筆、合計29,112㎡を贈与により取得したいという申請でございます。

受贈者の事由は、「高齢の父に代わり農地の維持管理等、事業継承をするため受贈する」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

贈与者の事由は、「高齢で耕作が困難なため、贈与する」というもので、総会資料8ページに案内図がございます。

以上で「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、①売買について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(渡邊副主査の挙手あり)

○議長 渡邊副主査

○渡邊副主査 3条①売買の1番につきましては、法人による農地の売買でございますが、法人形態は株式会社、事業要件は必須条件の農業について、農産物の生産と販売が定款及び登記事項証明書の目的欄に記載されております。構成員要件の構成員は8名であり、議決権要件については、構成員である役員1名が法人の農業の常時従事者であり、その者の議決権の割合は66.7%となり、総数の過半を満たしております。

また、業務執行権要件は、構成員である役員及び重要な使用人2名が法人の農業に常時従事しております。このことから、農地所有適格法人の要件を満たしております。

提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「法人が行う農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の1番は、田8筆を取得し、水稻を作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の1番については、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

続きまして、3条①売買の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の2番は、現況：畑2筆を取得し、ナス、とまと、キュウリを作付したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、①売買の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 去る7月4日、午後1時から、市役所6階、中会議室におきまして、第3小委員会を開催いたしました。農業委員6名、農地利用最適化推進委員3名、合計9名の出席により、本総会に提案される各議案につきまして、事前審査を行いました。

農地法第3条の許可申請案件については写真による確認、農地法第4条及び第5条の許可申請案件並びに、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願については、現地確認を行いました。

議案第1号、農地法第3条 ①売買の1番につきましては、申請地は、八生小学校の南東、市道ニュータウン中央線の西側に隣接する農地で、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の1番は可決されました。

○議長 続きまして、①売買の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の2番につきましては、申請地は、成田市水道部の西、県道成田安食線の南西側に位置する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の２番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第３条①売買の２番は可決されました。次に、②交換の１番及び２番については、相互に関連がございますので、一括して審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(渡邊副主査の挙手あり)

○議長 渡邊副主査

○渡邊副主査 ３条②交換の１番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第１号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については要件を満たしております。

許可基準第４号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間１５０日未満ではありますが、その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとする規定されており、要件を満たすものと判断されます。

許可基準第６号の「地域との調和要件」ですが、交換の１番は、畑１筆を取得し、甘藷を作付したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから交換の１番は、農地法第３条第２項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

続きまして、３条②交換の２番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第１号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については要件を満たしております。

許可基準第４号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間１５０日未満ではありますが、その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとする規定されており、要件を満たすものと判断されます。

許可基準第６号の「地域との調和要件」ですが、交換の２番は、現況：畑１筆を取得し、甘藷を作付したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから交換の２番は、農地法第３条第２項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、②交換の１番及び２番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第１号、農地法第３条 ②交換の１番及び２番につきましては、申請地は、久住第二スポーツ広場の東、市道野毛平大室線の西側に位置する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②交換の１番及び２番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(加藤委員の挙手あり)

○議長 加藤委員

○加藤委員 お互いに小さい面積での交換となっているがなぜ交換するのか、また分筆は行っているのか。

(渡邊副主査の挙手あり)

○議長 渡邊副主査

○渡邊副主査 分筆は行っており、耕作しづらかった農地を交換により整形化し、耕作しやすい形にすると伺っております。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②交換の１番及び２番を採決いたします。

なお、採決は案件ごとに行います。それでは、②交換の１番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第３条②交換の１番は可決されました。続きまして、②交換の２番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第３条②交換の２番は可決されました。次に、③贈与について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(渡邊副主査の挙手あり)

○議長 渡邊副主査

○渡邊副主査 3条③贈与の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、贈与の1番は、田2筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから贈与の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。

なお、受贈者は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 次に、③贈与の1番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ③贈与の1番につきましては、申請地は、

J R松崎駅の南西、市道八代1号線の南側に隣接する農地で、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、③贈与の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③贈与の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条③贈与の1番は可決されました。

続きまして、③贈与の2番及び3番については、同一の贈与者による申請であり、関連がございますので、一括して小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ③贈与の2番及び3番につきましては、申請地は、中野区公民館の南東、市道津富浦稻荷山線の東側及び、中野区公民館の北西、

市道中野三和線の東側に隣接する農地で、田及び畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、③贈与の2番及び3番に関するご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③贈与の2番及び3番を採決いたします。

なお、採決は案件ごとに行います。それでは、③贈与の2番について、小委員長報告のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条③贈与の2番は可決されました。

続きまして、③贈与の3番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条③贈与の3番は可決されました。

続きまして、③贈与の4番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ③贈与の4番につきましては、申請地は、前林第二中央公民館の南、市道前林苅ヶ谷線の東側及び西側に位置する農地で、畑として管理されておりました。

審査の中で委員より、「親子間ですが、生前の一括贈与という事で良いですか。」との質問があり、事務局からは、「父が所有しているすべての農地を子に贈与すると聞いています。贈与税等がかかる可能性がある旨も伝えてあります。」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、③贈与の4番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(加藤委員の挙手あり)

○議長 加藤委員

○加藤委員 贈与税はいくらくらいかかるのか。

(渡邊副主査の挙手あり)

○議長 渡邊副主査

○渡邊副主査 農地の評価額は低いこと、また控除があることから、安い金額もしくはかからない場合があると思われます。

○議長 その他ございませんか。

(泉水委員の挙手あり)

○議長 泉水委員

○泉水委員 親子間ではなく第三者であっても同じですか。

(渡邊副主査の挙手あり)

○議長 渡邊副主査

○渡邊副主査 一般贈与と特例贈与がありますが、第三者の場合は一般贈与に当たるため、特例贈与と比べて控除額等が変わるようです。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③贈与の4番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条③贈与の4番は可決されました。

以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。退室されていた委員の入室をお願いします。

(湯浅 委員 入室)

○議長 次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集6ページをお開き願います。

「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」でございます。1件の申請がございました。

伊能にお住まいの申請人が、伊能の畑1筆、499㎡を「専用住宅用地」として転用したいという申請でございます。総会資料9ページに案内図、10ページに公図の写しがございます。

以上で「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、議案第2号、農地法第4条の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 4条の1番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は、専用住宅用地です。

資力及び信用については、融資見込証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、許可後着手、令和7年3月31日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、499平方メートルの敷地に、建築面積約174平方メートルの専用住宅を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500平方メートルを下回っていることから妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水浸透枥を設置する計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、本案について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第4条の1番につきましては、申請地は、長岡青年館の北西、市道長岡中央線の東側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第2号、農地法第4条の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号、農地法第4条の1番は可決されました。以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集 7 ページをお開き願います。

「議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」でございます。全体で 5 件の申請がございました。

①使用貸借権の設定でございます。1 件の申請がございました。

1 番、借受人である千葉市美浜区の法人が、貸付人である古込の法人が所有する、大栄十倉三の畑 2 筆、合計 6, 633 m²に使用貸借権を設定し、首都圏中央連絡自動車道建設工事に伴う土砂仮置き場用地として、令和 8 年 3 月 31 日まで一時転用したいという申請でございます。

資料につきましては、総会資料 11 ページに案内図、12 ページに公図の写しがございます。

②賃借権の設定でございます。4 件の申請がございました。

1 番、賃借人である小浮の法人が、賃貸人である小浮区が所有する、小浮の畑 3 筆の一部、合計 2, 127. 46 m²を借り受け、農業用施設用地として転用したいという申請でございます。総会資料 13 ページに案内図、14 ページに公図の写しがございます。

議案集 8 ページでございます。

2 番から 4 番まで、同一事業者による同一事業であり、関連がございますので一括してご説明いたします。

賃借人である東京都葛飾区の法人が、2 番は、一坪田にお住まいの賃貸人が所有する、官林の畑 1 筆の一部、175. 16 m²を借り受け、造成工事に伴う事務用地等として、令和 8 年 12 月 31 日まで、一時転用したいという申請でございます。

3 番は、馬乗里にお住まいの賃貸人が所有する、官林の畑 1 筆の一部、74. 26 m²を、4 番は、前林にお住まいの賃貸人が所有する、官林の畑 1 筆の一部、177. 47 m²を借り受け、農地造成用地として、令和 8 年 12 月 31 日まで、一時転用したいという申請でございます。

資料につきましては、総会資料 15 ページに案内図、16 ページに公図の写しがございます。

以上で「議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、農地法第 5 条、①使用貸借権の設定の 1 番について審議いたします。

法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条①使用貸借権の設定の1番です。農地の区分は、第1種農地に該当します。第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められることから、許可できる例外規定に該当します。

転用目的は、首都圏中央連絡自動車道建設工事に伴う土砂仮置き場用地です。

資力及び信用については、東日本高速道路株式会社が発行する社債により資金を調達する計画で、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和6年8月1日着手、令和8年3月31日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。周辺農地の営農への支障について、雨水については、自然浸透とする計画です。粉じんの発生対策として、適宜散水、防じんネットにて養生します。

また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間、復元計画等、特に問題は認められません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、本案について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第3号 5条①使用貸借権の設定の1番につきましては、申請地は、大栄十余三発電所の南西、市道谷三倉羊舎前線を北側に入った農地で、現況は耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①使用貸借権の設定1番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第3号、農地法第5条①使用貸借権の設定の1番は可決されました。

次に、農地法第5条、②賃借権の設定の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条②賃借権の設定の1番です。農地の区分は、農用地区域内にある農地のため、令和6年3月25日公告により除外済みです。除外後は、第1種農地に該当します。

第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、農業用施設の設置であるため、許可できる例外規定に該当します。

転用目的は、農業用施設用地です。計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水は自然浸透とし、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、本案について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 第3号 5条②賃借権の設定の1番につきましては、申請地は、小浮コミュニティセンターの南、市道小浮島2号線を北側に入った農地で、現況はビニールハウスが建っており、農業用施設用地として使用されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(藤崎委員の挙手あり)

○議長 藤崎委員

○藤崎委員 このような公共の土地を買うことはできるのでしょうか。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 今回の申請は賃借権の設定ですが、所定の手続きを踏めば取得することも可能かと思われます。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第5条、②賃借権の設定の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第3号、農地法第5条②賃借権の設定の1番は可決されました。以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第4号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集9ページをご覧ください。

「議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」でございます。1件の申請がございました。

本来、農地の地目変更登記手続きに際しましては、農地法による許可書に基づいた転用事実確認証明書を添付しなければ地目変更をすることはできません。

今回の申請は、農地法の所定の許可を得ないまま20年以上経過し、この間、農地法第51条の規定による違反転用の処分を受けていない土地について、農地法の規定に基づく許可を要しない旨の千葉県知事等の証明を受けようとするものでございます。

1番、赤荻にお住まいの申請人が、赤荻の畑1筆、144㎡を「昭和60年から宅地への通路用地として使用しているため、地目変更をしたい」との事由により、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願が提出されたものでございます。証明願には、20年以上前に撮影された航空写真が添付されており、この間、農地法第51条の規定による違反転用の処分は受けておりません。

資料につきましては、総会資料17ページに案内図、18ページに公図の写しがございます。

なお、この証明は、「千葉県農地転用関係事務指針」に基づくものであり、証明の主な目的としましては、本来は、農地法に基づく農地転用許可が必要であるにもかかわらず、許可を受けずに不動産登記法の手続きのみで地目変更がなされることを抑制するため、法務局及び登記官の協力を得て、指導による農地法等の法令遵守の効果を期待するものであって、不動産登記法による登記手続の運用を妨げるものではないとされております。

以上で「議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」の説明を終わらせていただきます。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第4号の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第4号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の1番に

つきましては、申請地は、赤荻保育園の南東、市道野毛平宝田線の北側に隣接する農地で、現況は宅地への通路用地として管理されておりました。

審査の中で委員より、「この箇所だけで、北側の部分はどうするのか？」との質問があり、事務局からは、「北側に宅地があり、その宅地への通路として使用されているため、今回、現況と登記地目を一致させるべく申請に至った。」との回答がありました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第4号の1番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

((挙手全員))

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第4号の1番は可決されました。

以上で、議案第4号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第5号、令和6年度 第5次農用地 利用集積計画の決定については、報告第4号、あっせんの結果について、と関連がございますので、順序を変更し、先に報告第4号、あっせんの結果について、を議題とします。これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がありましたので、報告第4号、あっせんの結果について、を議題とします。あっせん委員より報告をお願いします。

(湯浅 委員の挙手あり)

○議長 湯浅 委員

○湯浅委員 報告第4号 あっせん結果について、をご報告いたします。

5月の総会においてあっせんの実施について承認され、諏訪和恵委員と私があっせん委員に指名された案件でございます。

最初に1番につきましては、申請人は船橋市にお住まいの方です。申請地は南部の田11筆、合計10,157㎡でございます。本案件につきましては、当初、田13筆、合計11,131㎡であっせんの申し出がありましたが、現地調査等の手続きを進めた中で、南部字道元下365番地については進入路がなく、通作が難しいとのこと。南部字根田710番2については畦畔がなく、境界が難しいとの理由から、この2筆を除く11筆の農地であっせんを行いました。

候補者につきましては、4名の候補者が挙げられました。

5月24日に候補者順位1番の方にあっせんした所、自らの耕作地に近い10筆について買受の意向があり、調整の結果、双方の合意があり、あっせんが成立いたしました。同日に順位2番の候補者の方に残りの1筆をあっせんしたところ、買受の意向があり、調整の結果、双方の合意に至り、あっせんが成立しましたので、6月29日付けであっせん調書を作成しました。

なお、本件につきましては、令和6年度第6次農用地利用集積計画において、所有権移転を行う予定でございます。

続きまして2番、申出人は佐倉にお住まいの方です。申請地は南部の田12筆、合計8,239㎡でございます。4名の相手方候補者があげられました。

順位1番の候補者の方にあっせんしたところ、買受の意向があり、調整の結果、双方合意に至り、5月24日にあっせんが成立いたしました。

なお、本件につきましても、令和6年度第6次農用地利用集積計画において、所有権移転を行う予定でございます。以上でございます。

○議長 続いて藤崎委員をお願いします。

(藤崎委員の挙手あり)

○議長 藤崎委員

○藤崎委員 それでは、私の方から報告第4号あっせんの結果についてご報告いたします。5月の総会において、あっせんの実施について承認され、矢崎委員と私があっせん委員に指名された案件でございます。

3番、申出人は千葉市若葉区にお住まいの方です。申請地は高の田4筆、及び畑1筆、合計3,807.86㎡でございます。4名の相手方候補者が挙げられました。

順位1番の候補者の方にあっせんしたところ、買受の意向があり、調整の結果双方合意に至り、5月13日にあっせんが成立いたしました。

本件につきましては、令和6年度第5次農用地利用集積計画において、所有権移転を行う予定でございます。以上でございます。

○議長 ただ今の報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 報告第4号 あっせんの結果につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 それでは、質問等が無いようですので、報告第4号を終了させていただきます。

○議長 次に、議案第5号、令和6年度 第5次 農用地 利用集積計画の決定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集10ページをお開き願います。

「議案第5号 令和6年度 第5次農用地利用集積計画の決定について」でございます。

成田市長より、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされた同法による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、11ページに記載のとおり、「令和6年度 第5次農用地利用集積計画（案）について」の協議がありましたので、提出いたします。

計画の概略につきまして、12ページから14ページの総括表によりご説明いたします。なお、詳細の農用地利用集積計画一覧表につきましては、15ページから19ページをご覧ください。

それでは、議案集12ページをご覧ください。

1. 利用権設定、使用貸借権でございます。

契約期間5年のものが、3,045㎡、畑1筆1件で、詳細は15ページでございます。内訳につきましては、すべて再設定でございます。

続きまして、2. 利用権設定、成田国際空港株式会社分、賃借権でございます。

契約期間2年8ヶ月のものが、25,423㎡、田2筆1件、5,628㎡、畑4筆1件、19,795㎡で、詳細は16ページでございます。内訳につきましては、新規設定が、すべて畑で4筆1件、合計19,795㎡、再設定が、すべて田で2筆1件、5,628㎡でございます。

議案集13ページでございます。

3-1. 集積計画一括方式による利用権設定でございます。契約期間10年の使用貸借権が、6,691㎡、畑13筆1件で、詳細は17ページの1番でございます。契約期間10年の賃借権が、11,014㎡、田13筆2件で、詳細は17ページの2番及び3番でございます。合計の契約面積は17,705㎡、田13筆2件、11,014㎡、畑13筆1件、6,691㎡でございます。内訳につきましては、すべて新規設定でございます。

続きまして、3-2. 集積計画一括方式による利用権設定の転貸でございます。

詳細につきましては、議案集18ページの農用地利用集積計画一覧表のとおりでございますが、中間管理権に基づく転貸となるため、先ほどご説明いたしました、3-1. 集積計画一括方式による利用権設定と同じ数値となっておりますので、ご確認く

でございますようお願いいたします。

議案集 14 ページでございます。

続きまして、4. 所有権移転でございます。1 件ございました。詳細につきましては、議案集 19 ページに記載がございますので、そちらでご説明いたします。

1 番、譲受人である野馬込の法人が、千葉市若葉区にお住まいの譲渡人が所有する、高の田 4 筆及び畑 1 筆、合計 3, 807. 86 m²を成田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき売買をするものでございます。移転時期は、令和 6 年 9 月 17 日でございます。

以上で「議案第 5 号 令和 6 年度 第 5 次農用地利用集積計画の決定について」の説明を終わらせていただきます。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第 5 号につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第 5 号、令和 6 年度 第 5 次 農用地 利用集積計画の決定につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第 5 号、令和 6 年度 第 5 次農用地 利用集積計画の決定について、を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。以上で、議案第 5 号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第 6 号 農用地 利用集積等 促進計画案(令和 6 年 7 月)については、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、藤崎委員は、議事に参与できませんので、暫時退室願います。

(藤崎委員 退室)

○議長 それでは、議案第 6 号、農用地 利用集積等 促進計画案(令和 6 年 7 月)について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集 20 ページをお開き願います。「議案第 6 号 農用地利用集積等

促進計画案（令和6年7月）について」でございます。

成田市長より、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、21ページに記載のとおり、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての依頼がありましたので、提出いたします。

計画の概略につきまして、22ページ及び23ページの総括表により、ご説明いたします。なお、詳細の農用地利用集積等促進計画一覧表につきましては、24ページから32ページをご覧ください。

それでは、議案集22ページをご覧ください。

1-1. 促進計画一括方式による利用権設定でございます。合計面積は105,195㎡、田58筆22件、98,502㎡、畑2筆2件、6,693㎡で、詳細につきましては、議案集24ページから27ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございます。内訳につきましては、新規設定が、契約面積12,247㎡、田4筆2件、5,554㎡畑2筆2件、6,693㎡、再設定が、契約面積92,948㎡、田54筆20件でございます。

1-2. 促進計画一括方式による利用権設定の転貸でございます。

詳細につきましては、議案集28ページから31ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございますが、利用権設定の転貸となるため、先ほどご説明いたしました、1-1. 促進計画一括方式による利用権設定と同じ数値となっておりますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

議案集23ページをご覧ください。

2. 再配分の転貸でございます。合計の契約面積は6,430㎡、田5筆2件で、詳細につきましては、議案集32ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございます。

以上で「議案第6号 農用地利用集積等促進計画案（令和6年7月）について」の説明を終わらせていただきます。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第6号につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

（坂田 小委員長の挙手あり）

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 議案第6号、農用地利用集積等促進計画案（令和6年7月）につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第6号、農用地利用集積等促進計画案

(令和6年7月)について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第6号の審議を終わらせていただきます。退室されていた委員の入室をお願いします。

(藤崎 委員 入室)

○議長 それでは次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集33ページをお開き願います。

「報告第1号 専決処分について」でございます。成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により、専決処分をしましたので、報告いたします。

議案集34ページでございます。

「①農地法第3条の3第1項の規定による届出」でございます。5件の届出がございました。この届出は、相続等により農地の権利を取得した場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集38ページでございます。

「②農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」でございます。5件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地を、所有者以外の者が、権利の移転や設定を受けて、転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集40ページでございます。

「③転用事実確認証明」でございます。5条で6件の証明願がございました。この証明は、転用の許可や届出後に、申請内容どおり転用が完了しているかどうかを確認して、証明書を交付しているものでございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しており、事務局職員が転用事実について現地調査したところ、記載内容のとおりでございましたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

以上で「報告第1号 専決処分について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 報告第1号、専決処分につきましては、質問等は、ございませんでした。
以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第2号、農地法第3条の規定による許可申請の取下願について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集42ページをお開きください。

「報告第2号 農地法第3条の規定による許可申請の取下願について」でございます。1件の取下願いがありました。

令和6年5月13日開催の第11回総会、及び令和6年6月10日開催の第12回総会で、保留となっておりました案件でございますが、申請者から「全部耕作要件に不備が生じたため」許可申請の取下願いが提出されたものでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で「報告第2号 農地法第3条の規定による許可処分の取下願について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 報告第2号 農地法第3条の規定による許可申請の取下願につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題としま

す。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集43ページをご覧ください。

「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。6件の通知がございました。賃借人及び賃貸人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第3号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第5号、農地法の許可を要しない農地転用について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集47ページをご覧ください。

「報告第5号 農地法の許可を要しない農地転用について」でございます。
1件の届出がございました。

①農地法施行規則第53条第11号の規定による事業計画書の提出であり、電気事業者が行う送電用電気工作物等の設置が1件ございました。土室及び大室地先の電線地中化工事に伴うもので、添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で「報告第5号 農地法の許可を要しない農地転用について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 報告第5号 農地法の許可を要しない農地転用につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第5号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第6号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集48ページをご覧ください。

「報告第6号 農地等の現況に関する照会について」でございます。①法務局の照会分として、千葉地方法務局成田出張所より1件、②東京国税局の照会分として1件、合計2件の農地等の現況に関する照会がございました。運営委員会などの際に現地調査を行っていただいた結果、記載内容のとおり回答しましたのでご報告いたします。

以上で「報告第6号 農地等の現況に関する照会について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田 小委員長の挙手あり)

○議長 坂田 小委員長

○小委員長 報告第6号、農地等の現況に関する照会につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第6号を終了させていただきます。

○議長 以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。

これを持ちまして、第13回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後4時29分)

上記のとおり会議次第を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年7月10日

議事録署名人
